

令和3(2021)年4月1日以降の都市計画法に基づく開発許可等相談等窓口が変更となります。



凡例	開発許可等相談・審査窓口の変更について記載しています。
	開発許可等申請・届出窓口の変更について記載しています。

1 開発許可等相談（審査）窓口の変更について

栃木県が都市計画法（以下「法」という）に基づく開発許可権限を有する15市町については、所管土木事務所管理課に開発許可等相談窓口を設置しておりましたが、令和3(2021)年度から栃木県県土整備部都市計画課（本庁14階）に変更することとなりました。

また、令和3(2021)年度から下野市が開発許可等の権限を有することになりました。

適用年月日：令和3(2021)年4月1日

○ 令和3(2021)年4月1日以降の開発許可等相談（審査）窓口

令和2(2020)年度の相談窓口		令和3(2021)年度の相談（審査）窓口	
所管市町	事務所名	所管市町	組織名
那須烏山市、上三川町、高根沢町、那珂川町	宇都宮土木	下野市を除く左記14市町	栃木県県土整備部都市計画課 開発指導担当
益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	真岡土木		
下野市、壬生町、野木町	栃木土木	下野市	下野市建設水道部都市計画課 開発指導グループ
矢板市、さくら市、塩谷町、那須町	大田原土木		

※ 連絡先は4 令和3(2021)年4月1日以降の開発許可等相談窓口一覧を御覧ください。

2 令和3(2021)年度以降の開発許可等申請・届出等受付窓口の変更について

県が許可権限を有する14市町の開発許可等申請等受付窓口については、所管土木事務所管理課から以下のとおり変更となりました。なお、市町への申請・届出等に先立ち、必ず県都市計画課と事前協議（相談）を実施してください。（14市町は事前協議（相談）を行いません。）

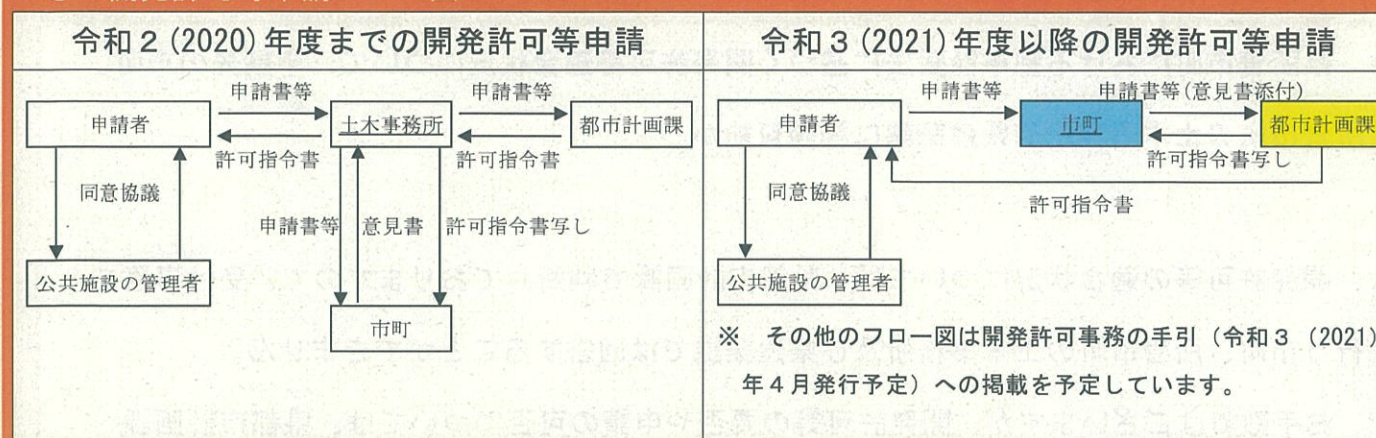
○ 令和3(2021)年4月1日以降の開発許可等申請等受付窓口

申請・届出等の種類	申請・届出等受付窓口
・法第29条第1項及び第2項、法第35条の2第1項、法第37条第1号、法第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書、法第43条第1項及び第45条の規定による申請 （開発許可、建築許可、建築制限解除、特定承継等）	開発区域の存する14市町
・法第34条第13号、法第35条の2第3項、法第36条第1項、法第38条、都市計画法施行細則第12条及び第21条第1項の規定による届出 （工事完了届、開発行為の廃止、工事着手届、一般承継等）	
・法第47条第5項の規定による申請 （開発登録簿の閲覧及び写しの交付）	栃木県県土整備部 都市計画課 開発指導担当
・都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明願（60条証明）	

3 開発許可等の申請の流れについて

令和3(2021)年度以降の開発許可等における申請の流れは、以下のとおりとなります。

○ 開発許可等申請フロー図



4 令和3(2021)年4月1日以降の開発許可等相談（審査）・申請等受付窓口一覧

○ 県が開発許可権限を有する14市町の開発許可等相談（審査）・一部申請等受付窓口

相談窓口	住所	電話番号
栃木県県土整備部 都市計画課開発指導担当	宇都宮市塙田1丁目1番20号（本庁14階）	028-623-2466 同 2467

※ 窓口が混み合っている可能性がありますので、電話での相談予約をお願いします。

○ 県が開発許可権限を有する14市町の開発許可等申請等受付窓口

市町名	申請・届出受付窓口	住所
矢板市	都市整備課 都市計画担当	矢板市本町5番4号
さくら市	都市整備課 都市計画係	さくら市氏家2771番地
那須烏山市	都市建設課 都市計画グループ	那須烏山市大金240番地
上三川町	都市建設課 都市計画係	上三川町しらさぎ一丁目1番地
益子町	建設課 都市計画係	益子町大字益子2030番地
茂木町	企画課 企画係	茂木町大字茂木155番地
市貝町	建設課 都市計画係	市貝町大字市塙1280番地
芳賀町	都市計画課 都市計画係	芳賀町大字祖母井1020番地
壬生町	都市計画課 都市計画係	壬生町通町12番22号
野木町	都市整備課 都市計画係	野木町丸林571番地
塩谷町	建設水道課	塩谷町大字玉生741番地
高根沢町	都市整備課 管理係	高根沢町大字石末2053番地
那須町	建設課 都市計画係	那須町大字寺子丙3番地13
那珂川町	建設課	那珂川町馬頭555番地

※ 申請等に先立ち、必ず県都市計画課に許可基準の適合状況の協議（相談）をお願いします。

○ 下野市が開発許可等相談（審査）・申請等受付窓口

申請・相談窓口	住所	電話番号
建設水道部都市計画課 開発指導グループ	下野市笹原26番地	0285-32-8909

※ 窓口が混み合っている可能性がありますので、電話での相談予約をお願いします。

開発許可等相談等窓口の変更に伴うQ & A

Q 県所管市町における都市計画法に基づく開発許可等適合状況について、申請先の市町、所管市町の土木事務所や県建築課に相談可能か。

A 開発許可等の適合状況については、県都市計画課で判断しておりますので、受付事務を行う市町、所管市町の土木事務所及び県建築課では回答することができません。

お手数ではございますが、開発許可等の要否や申請の可否については、県都市計画課へ相談するようお願いします。



Q 県所管市町における開発許可等の相談は窓口以外で行うことも可能か。

A 電話、メール等による相談も受付けておりますが、案件によっては来庁のうえ協議をお願いする場合もございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

また、相談予約等がなく窓口にお越しいただいた場合、お待ちいただくこととなる可能性がありますので、事前に相談予約をお願いいたします。

○ 県都市計画課開発指導担当メールアドレス : kaihatushidou@pref.tochigi.lg.jp

Q 県が開発許可権限を有する市町以外での開発許可等の相談先を知りたい。

A 中核市(宇都宮市)及び事務処理市(足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市及び下野市(令和3(2021)年4月1日から))は、各市役所開発許可事務担当課において開発許可等の相談や申請等の受付を行っています。

各市役所の問合せ先は栃木県ホームページを御参照ください。

○ 栃木県ホームページ(下記 URL 又は QR コードからアクセス)

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/kaihatsukyoka/kaihatsu_madoguchi.html



Q 県所管市町の市街化調整区域内で住宅を建築する場合、開発許可等は必要か。

A 市街化調整区域内は、適用除外(農家住宅等)の建築物を除き建築が制限されており、都市計画法第34条で立地可能な建築物の用途、規模等が定められていますが、建築の可否について個別に判断を要するため、必ず県都市計画課に相談するようお願いします。

Q 県が開発許可権限を有する市町における開発許可等の内容を知りたい。

A 開発許可等の内容は「栃木県開発許可事務の手引」に詳しく掲載しております。開発許可等の相談前に手引を御一読いただくなど、円滑な相談の実施に御協力ください。

なお、「栃木県開発許可事務の手引」は県民プラザ(本館2F)及び一部の地方合同庁舎内生協売店(河内、下都賀、塩谷、那須、安蘇及び足利の各庁舎)で有償頒布(販売)をしております。

※ 令和3(2021)年度版の手引は令和3(2021)年4月から有償頒布・栃木県ホームページへの掲載を予定しております。

○ 栃木県ホームページ(下記 URL 又は QR コードからアクセス)

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/kaihatsukyoka/kaihatsu_tebiki.html



Q 開発許可等の申請書類をダウンロードしたい。

A 栃木県ホームページからダウンロード可能です。

○ 栃木県ホームページ(下記 URL 又は QR コードからアクセス)

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/kaihatsukyoka/kaihatsu_download.html

